

畜産施設衛生管理強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、和歌山県の畜産業を振興し、畜産業を営む上で必要な衛生管理の強化や省力化、生産性向上等、安心安全で効率的な畜産業を推進するため、畜産施設衛生管理強化支援事業を実施する農業者及び団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、次に掲げる個人及び団体とする。

- (1) 農業者（畜産を営む者）
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (4) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (5) 農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）
- (6) 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産）を事業として営むもの。ただし、以下のア又イに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているものは除く。
- (7) 市町村
- (8) (1) から (7) を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、事業実施主体が行う別表に掲げる整備事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第4 補助対象事業における補助対象経費は、別表に定める施設及び機械等の整備・導入に要する経費とし、補助率は1/3とする。

2 補助金の上限額は、1事業実施主体1,000万円以内とする。

(事業実施に当たっての留意事項)

第5 事業実施により施設を導入するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 補助対象経費は、事業実施地区の実情に即した適正な価格により算出し、施設の規模及び構造は、事業の目的に合致したものでなければならない。
- (2) 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1－1号様式	正副各1部
事業計画明細書	別記第1－2号様式	
収支予算書	別記第2号様式	

2 この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の30パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号イに該当しない経費の配分の変更又は総事業費の変更については、畜産施設衛生管理強化支援事業軽微変更届（別記第3号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、事業完了時点で事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって替えることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアの規定により減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただ

し、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（７）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（事業計画の変更）

第８ 第７の（１）のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、畜産施設衛生管理強化支援事業計画変更承認申請書（別記第５様式）に変更事業計画書（別記第１－１号様式）、変更実施計画明細書（別記第１－２号様式）及び変更収支予算書（別記第２号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

２ 第７の（１）のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、畜産施設衛生管理強化支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第９ 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、畜産施設衛生管理強化支援事業補助金変更交付申請書（別記第７号様式）に変更事業計画書（別記第１－１号様式）、変更実施計画明細書（別記第１－２号様式）及び変更収支予算書（別記第２号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第１０ 規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第１－１号様式	正副各１部	補助事業完了後３０日以内 又は当該年度の２月末日の いずれか早い日
実績明細書	別記第１－２号様式		
収支精算書	別記第２号様式		

(補助金の概算払)

第11 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、畜産施設衛生管理強化支援事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第12 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りでない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表（第3、第4関係）

（1）衛生管理の強化

補助対象資材・機械装置・施設	仕様等（資材・機械装置・施設名）
飼養衛生管理資材・機械装置	防護柵、防鳥ネット、車両消毒装置 等
家畜飼養管理施設	牛舎、豚舎、鶏舎 等
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎、浄化处理施設 等
家畜排せつ物処理機械装置	堆肥発酵攪拌装置、切返作業機、堆肥散布機 等
飼料関連施設	飼料保管庫、飼料調製施設 等
死亡畜保管施設	死亡畜保管庫 等
畜産物処理加工施設・機械装置 ※HACCPに沿った衛生管理を行うために必要な費用が対象	食肉処理場、食鳥処理場、食肉処理加工機器 等

（2）スマート畜産の導入（作業の省力化）

補助対象機械装置	仕様等（機械装置名）
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、餌寄せロボット 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置、 畜舎温度管理制御システム、自家発電機 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、 哺乳ロボット 等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、 オートサンプラー 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置、 脱臭関係装置 等
畜産物管理機械装置	自動集卵装置、洗卵・選別機械装置 等

(3) 生産性の向上及び効率化

補助対象機械装置・施設	仕様等（機械装置・施設名）
飼料製造関係機械装置	刈取機、ラッピングマシーン、飼料攪拌混合機 等
堆肥量産関係機械装置	ペレットマシーン、袋詰め作業機、堆肥切返機 等
電力安定供給機械装置	非常用電源、非常用発電機 等
畜産加工品製造施設・機械装置	食肉加工施設、ミルク用殺菌機、冷蔵冷凍庫 等
家畜市場・機械装置 ※効率化に要する費用が対象	子牛市場、監視装置、せりシステム関連機器、体高計 等
その他生産性及び効率化の向上に資する機械装置等	生産性の向上及び効率化の向上に資すると判断できる機械装置等

※注意（1）～（3）共通

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、県知事が特に認めた機械についても補助対象とする。
- 3 農業機械の導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。